

答申第 1141 号

諮問第 1813 号

件名：柳川遊水地の管理に関する幸田町との協定書の不開示（不存在）決定等
に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたこと及び同表の 4 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 5 月 24 日付けで行った開示請求に対し、知事が行った別表の 2 欄に掲げる不開示（不存在）決定及び同表の 3 欄に掲げる開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 審査請求の併合について

審査請求人は、別表の 2 欄に掲げる不開示（不存在）決定及び同表の 3 欄に掲げる開示決定に対し審査請求をしているが、これらの審査請求は、審査請求の趣旨及び理由が類似であることから、審査請求に係る審理の促進及び手続の効率化のため、実施機関はこれらの審査請求を併合することとした。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件行政文書開示請求書には、別表の 1 欄のとおり請求内容が記載されていたことから、同欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）の請求対象文書は、柳川遊水地及び菱池遊水地の施設管理に関し、県と幸田町が締結した協定書と解した。

請求 2 の請求対象文書は、台帳という名称の文書だけではなく、遊水地の所在地、遊水地の計画設計諸元、貯留部諸元及び多目的利用の有無など

が記載されている帳簿に類する行政文書であり、菱池遊水地の施設に関し県が作成又は取得した文書であると解した。

請求 3 の請求対象文書は、占部川上流及び下流にある遊水地の施設の建設及び管理に関し、県と岡崎市が締結した協定書であると解した。

請求 4 の請求対象文書は、台帳という名称の行政文書だけではなく、遊水地の所在地、遊水地の計画設計諸元、貯留部諸元及び多目的利用の有無などが記載されている帳簿等の行政文書も含め、県内の遊水地の施設の状況に関し、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号。以下「規則」という。）第 10 条第 1 項第 10 号 1（決定当時）の規定により本庁において河川を掌握する建設局河川課（以下「河川課」という。）及び規則第 51 条第 7 項（決定当時）の規定により地方機関において河川施設を掌握する各建設事務所（愛知県西三河建設事務所（以下「西三河建設事務所」という。他の建設事務所も同様とする。）を除く。）が作成又は取得した文書であると解した。

なお、本件開示請求書に記載されている「遊水地」とは、洪水時に流水の一部を平地部の河道の近傍に一時貯留して、下流へ流れる流量を低減させるため、人工で作られた施設であり、愛知県が作成した河川整備計画において、流量配分の位置づけがある洪水調節施設であると解した。また、「河川整備計画」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 に基づき、国土交通大臣が指定する一級河川及び都道府県知事が指定する二級河川の計画的な整備を実施するために河川管理者が定める計画で、策定後おおむね 30 年間に実施する河川整備の目標や実施に関する事項等を定め、計画的に整備を実施することを図るものである。

請求 1 から請求 3 までに記載されている「柳川遊水地」「菱池遊水地」及び「占部川遊水地」はいずれも愛知県行政機関設置条例（平成 13 年愛知県条例第 52 号）第 14 条各項の規定で定める西三河建設事務所の所管区域にあり、規則第 51 条第 7 項の規定により同事務所が所掌している河川施設である。なお、西三河建設事務所において河川施設を掌握するのは規則により維持管理課及び河川港湾整備課である。

(2) 本件請求対象文書の存否及び特定について

ア 請求 1 について

柳川遊水地の管理に関し、任意の届出書類として幸田町から提出されている自由利用届に管理要領が添付されていることから、県は幸田町とは協定を締結していない。

また、菱池遊水地の管理に関しては、現在施設整備中である。

よって、請求 1 に係る請求対象文書を管理していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

イ 請求 2 について

菱池遊水地の施設に関しては、現在施設整備中であり、台帳や帳簿に類する文書はまだ作成していない。

よって、請求 2 に係る請求対象文書を管理していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

ウ 請求 3 について

(ア) 別表の 4 欄に掲げる文書 1 (以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。) の特定について

文書 1 は、占部川上流にある遊水地の施設管理のために作成した協定書であることから、請求内容に合致する文書である。

(イ) 占部川上流及び下流にある遊水地の施設の建設並びに下流にある遊水地の施設の管理について

占部川上流及び下流にある遊水地の施設の建設並びに下流にある遊水地の施設の管理に関し、県は岡崎市と協定を締結していない。

以上のことから、請求 3 のうち、占部川上流及び下流にある遊水地の施設の建設並びに下流にある遊水地の施設の管理に係る請求対象文書を管理していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

エ 請求 4 について

(ア) 河川課における請求対象文書の存否について

愛知県行政機関設置条例第 14 条及び規則第 51 条第 7 項の規定により、施設の管理は建設事務所の所掌事務であるため、河川課において請求 4 に係る請求対象文書を作成又は取得することはない。

(イ) 知多建設事務所、豊田加茂建設事務所及び新城設楽建設事務所における請求対象文書の存否について

知多建設事務所、豊田加茂建設事務所及び新城設楽建設事務所の管内には、遊水地がないため、請求 4 に係る請求対象文書は作成又は取得することはない。

(ウ) 知立建設事務所及び東三河建設事務所における請求対象文書の存否について

知立建設事務所の管内には逢妻川調節地、鹿乗川遊水地、半場川遊水地及び長田川遊水地が、東三河建設事務所の管内には空池調整池が存在するが、施設台帳を作成しておらず、また、台帳に類するものもないため、請求 4 に係る請求対象文書は存在しない。

(エ) 尾張建設事務所における文書 2 及び文書 3 の特定について

尾張建設事務所の管内には中江川調整池及び新川治水緑地が存在しており、施設管理のために作成した施設台帳があることから文書 2 及び文書 3 は請求内容に合致する文書である。

(オ) 一宮建設事務所における文書 4 から文書 14 までの特定について

一宮建設事務所の管内には福田川奥田遊水地はじめ 11 件の遊水地が

存在しており、施設管理のために作成した施設台帳があることから、文書 4 から文書 14 までは請求内容に合致する文書である。

(カ) 海部建設事務所における文書 15 の特定について

海部建設事務所の管内には森遊水地が存在しており、施設管理のために作成した施設台帳があることから、文書 15 は請求内容に合致する文書である。

(キ) その他の請求対象文書について

河川課及び各建設事務所において、請求 4 に係る請求対象文書を探索したものの、文書 2 から文書 15 まで以外に存在しなかった。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、請求 1 から請求 3 に係る「河川課の不処分」に対し処分を行うことを求めている。

条例第 11 条第 1 項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他の開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない」としており、この規定の趣旨は、開示請求に対する実施機関の応答義務を明らかにするものである。

請求 1 から請求 3 までに係る開示請求は、特定課を指定するものではないことからすれば、本件開示請求は請求内容の事務を所掌する課室等が開示決定等をすれば足り、事務を所掌しない課室等が開示決定等をする必要はない。審査請求人が何らかの処分を行うことを求める河川課は規則第 51 条第 7 項の規定により請求 1 から請求 3 までに係る文書を作成又は取得することはなく、請求内容の事務を所掌する西三河建設事務所が別途開示決定等をしていることから、審査請求人の主張に理由はない。

また、審査請求人は、審査請求書において、請求 4 に係る「新城設楽建設事務所の不処分」に対しても処分を行うことを求めているが、新城設楽建設事務所は、行政文書不開示（不存在）決定をし、令和 5 年 5 月 30 日付け 5 新設建第 1301 号により審査請求人に通知していることから、審査請求人の主張に理由はない。

5 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、請求 1 に係る請求対象文書は、柳川遊水地及び菱池遊水地の施設管理に関し、愛知県と幸田町が締結した協定書と解される。

請求 2 に係る請求対象文書は、菱池遊水地の施設に関し愛知県が作成又は取得した施設台帳等の帳簿に類する行政文書と解される。

請求 3 に係る請求対象文書は、占部川上流にある遊水地の施設の建設及び管理並びに占部川下流にある遊水地の施設の建設及び管理に関し、愛知県と岡崎市が締結した協定書と解される。

請求 4 に係る請求対象文書は、愛知県内の遊水地の施設の状況に関し、河川課及び各建設事務所（西三河建設事務所を除く。）が作成又は取得した施設台帳等の帳簿に類する行政文書と解される。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、本件請求対象文書の存否及び本件行政文書の特定について争っていると解されることから、それらの点について、以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否及び本件行政文書の特定について

ア 請求 1 について

当審査会において実施機関に確認したところ、柳川遊水地の管理に関して愛知県は幸田町と協定を締結しておらず、幸田町が柳川遊水地の上部利用を行うための任意の届出書類を提出しているとのことである。

また、菱池遊水地に関しては、開示請求日現在、施設整備中であることから管理に関して愛知県と幸田町は協定を締結していないとのことである。

これらのことからすれば、請求 1 に係る請求対象文書を管理していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 請求 2 について

前記アのとおり、菱池遊水地に関しては、開示請求日現在、施設整備中であることから、請求 2 に係る請求対象文書を管理していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 請求 3 について

(ア) 文書 1 の特定について

当審査会において文書 1 を確認したところ、占部川上流遊水地の管理に関して愛知県と岡崎市が締結した協定書であることから、請求 3 に合致する文書である。

(イ) 文書 1 以外の請求対象文書の存否について

実施機関によれば、占部川上流及び下流にある遊水地の施設の建設並びに下流にある遊水地の施設の管理に関し、愛知県は岡崎市と協定を締結していないとのことである。

よって、文書 1 以外の請求 3 に係る請求対象文書を管理していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 請求 4 について

(ア) 河川課における請求対象文書の存否について

実施機関によれば、施設の管理は建設事務所の所掌事務であるため、河川課において請求 4 に係る請求対象文書を作成又は取得することはないとのことである。

当審査会において実施機関に確認したところ、河川課においては各建設事務所の遊水地の所在状況に関する文書を作成又は取得していないとのことである。

これらのことからすれば、河川課において請求 4 に係る請求対象文書を管理していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(イ) 知多建設事務所、豊田加茂建設事務所及び新城設楽建設事務所における請求対象文書の存否について

実施機関によれば、知多建設事務所、豊田加茂建設事務所及び新城設楽建設事務所の管内には遊水地がないため、請求 4 に係る請求対象文書を作成又は取得することはないとのことであり、請求 4 に係る請求対象文書を管理していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(ウ) 知立建設事務所及び東三河建設事務所における請求対象文書の存否について

実施機関によれば、知立建設事務所の管内には逢妻川調節地、鹿乗川遊水地、半場川遊水地及び長田川遊水地が、東三河建設事務所の管内には空池調整池が存在するが、施設台帳を作成しておらず、また、台帳に類するものもないため、請求 4 に係る請求対象文書は存在しないとのことである。

このことからすれば、知立建設事務所及び東三河建設事務所において請求 4 に係る請求対象文書を管理していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(エ) 文書 2 から文書 15 までの特定について

当審査会において文書 2 から文書 15 までを確認したところ、文書 2 及び文書 3 は尾張建設事務所、文書 4 から文書 14 までは一宮建設事務所、文書 15 は海部建設事務所が管理する、管内の遊水地の施設台帳であることから、請求 4 に合致する文書である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、請求 1 から請求 3 までについて河川課の処分を求めているが、これらの請求については、請求内容の事務を所掌する西三河建設事務所において別表の 2 欄に掲げる不開示（不存在）決定及び同表の 3 欄に掲げる開示決定を行っており、請求内容の事務を所掌していない河川課において決定する必要はないものと認められる。

また、審査請求人は、請求 4 について新城設楽建設事務所の処分を求め

ているが、当審査会において確認したところ、新城設楽建設事務所は令和5年5月30日付け5新設建第1301号の行政文書不開示（不存在）決定により、審査請求人に対して通知しているものと認められる。

審査請求人のその他の主張は当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求内容	2 不開示（不存在） 決定	3 開示決定	4 行政文書の名称	
請求 1 柳川遊水地及び菱池 遊水地の管理に關する 幸田町との協定書	令和 5 年 6 月 9 日付 け 5 西建第 511-2 号	/	/	
請求 2 菱池遊水地施設台帳				
請求 3 占部川上流及び下流 遊水地の建設及び管 理に關する岡崎市と の協定書				
請求 4 県内の遊水地施設の 状況がわかるもの （施設台帳等。西三 河管内を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年 6 月 8 日 付け 5 河第 101 号 ・ 令和 5 年 6 月 9 日 付け 5 知建第 945 号 ・ 令和 5 年 6 月 8 日 付け 5 立建第 474 号 ・ 令和 5 年 6 月 9 日 付け 5 豊加建第 424 号 ・ 令和 5 年 6 月 9 日 付け 5 東建第 686 号 	令和 5 年 6 月 9 日付け 5 西 建 第 511-1 号	文書 1 占部川遊水地の管 理に關する基本協 定	
		/	令和 5 年 6 月 8 日付け 5 尾建第 1015 号	文書 2 愛知県中江川調整 池施設台帳 文書 3 愛知県新川治水緑 地施設台帳
			令和 5 年 6 月 9 日付け 5 一建第 28- 6 号	文書 4 愛知県福田川奥田 遊水地施設台帳 文書 5 愛知県福田川中ノ 庄遊水地施設台帳

1 請求内容	2 不開示（不存在） 決定	3 開示決定	4 行政文書の名称
			文書 6 愛知県青木川高雄 調節池施設台帳 文書 7 愛知県青木川中島 調節池施設台帳 文書 8 愛知県青木川調整 池施設台帳 文書 9 愛知県青木川分水 池施設台帳 文書 10 愛知県般若川調整 池施設台帳 文書 11 愛知県般若川分水 池施設台帳 文書 12 愛知県昭和川調整 池施設台帳 文書 13 愛知県昭和川分水 池施設台帳 文書 14 愛知県奈良子調整 池施設台帳
		令和 5 年 6 月 9 日付け 5 海建第 387 号	文書 15 愛知県森遊水地施 設台帳

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 1 0 . 1 5	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 2 . 2 7 (第702回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 3 . 2 1 (第703回審査会)	審議
7 . 4 . 2 5	答申